

畜 産 第 1 3 1 5 号
令和5年(2023年)9月11日

環境生活部自然環境局自然環境課長 様

農政部生産振興局畜産振興課
家畜衛生担当課長

動物取扱業者への豚熱対策(愛玩用豚の移動の制限)の周知について(依頼)

豚熱については、平成30年に岐阜県で発生して以降、主に野生いのししを介して感染が拡大し、現在までに20都県で89事例が確認されています。

国内では、ワクチン接種による対策が講じられており、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」(令和2年7月1日農林水産大臣公表)では、ワクチン接種区域から非接種区域への豚(「マイクロブタ」や「ミニブタ」等の愛玩用の豚も含む)の移動を制限しています。

現在、北海道と九州を除く39都府県でワクチン接種が実施されていますが、今般、令和5年9月5日付けで7県(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)がワクチン接種推奨地域に追加され、当該地域では、いずれもワクチン接種区域として予防的ワクチン接種が開始される予定となっており、道外の全都府県からの本道への豚の移動が制限されることとなります。

つきましては、道内における豚熱の清浄性維持にあたり、豚の移動の制限が適切に行われるよう、別添リーフレットを活用の上、道内に所在する動物取扱業者への周知について、御協力をよろしくお願いいたします。

連絡先

主査(防疫)

電話:011-231-4111(内線27-783)

E-mail: hayakawa.jun@pref.hokkaido.lg.jp